資料6

議題６　身寄りのない方の死亡前後における行政のかかわり方及び円滑な死後事務対応について（知多市提出）

市名	回答		
	（１）身寄りのない方の終末期等の各種手配について	（２）身寄りのない方の死後の事務対応について	（３）行政のかかわり方として参考になる事例
名古屋市	成年後見制度の活用が望ましい場合、市長申立を実施。	あらかじめ預託金をお預かりし、本事業の利用者が亡くなった時に葬儀・納骨及び家財処分、行政官公庁等への届出などを行う「名古屋市あんしんエンディングサポート事業」を市社会福祉協議会へ委託し実施。	
豊橋市	生活福祉課では、身寄りのない方に対する施策として、墓地埋葬法に基づく葬儀と生活保護法による葬祭扶助を扱っています。 墓地埋葬法に基づく葬儀では、生前の対応は行っていません。 また、生活保護法による葬祭扶助についても、民生委員を含む葬祭扶助申請者本人、病院や施設の関係者などが依頼した葬儀業者にて対応いただいているため、市として葬儀業者の手配は行っていません。 【65歳以上】対応事例なし	墓地埋葬法に基づく葬儀の場合、まず親族調査を行い、全く引き取り手がいない場合は福祉事務所で対応いただける葬儀会社を選定し、葬祭執行・納骨まで行っています。 生活保護法による葬祭扶助の場合も同様に親族調査を行い、全く引き取り手がいない場合、民生委員を含む葬祭扶助申請者本人、病院や施設の関係者などが依頼した葬儀業者にて対応いただき、葬祭執行・納骨まで行っています。 【65歳以上】親族調査し引き取り人不在の場合、墓地埋葬法に基づき火葬。遺留金がある場合、火葬に要した費用に充当。	特にありません。 【65歳以上】参考事例なし
岡崎市	特になし	警察や医療機関等から依頼があった際には、戸籍調査を行い、絶対的扶養義務者への引取りの確認を行った後、引き取り拒否であれば墓地埋葬法第９条第１項の規定により市にて火葬及び埋葬を行う。	特になし
一宮市	相談業務として対応。 主に関係機関・制度を紹介している。（例．遺言書作成、死後委任事務など）	親族調査を行い、遺体引取に係る確認をしています。遺体引取意思がない場合は市で身元明確なるも引取り者のない遺体と認定し、市で火葬の事務処理をしています。	特にありません。
瀬戸市	（社会福祉課　保護係） 身寄りのない方が亡くなられた場合、行政にて戸籍等を調査し、親族が判明した場合は葬儀の実施について意向確認を行う。それでもなお葬儀をする親族がいない場合は行政側で実施し、その費用も負担する。 （高齢者福祉課　地域支援係） 施設入所等の身元保証人選任の為に、成年後見制度の利用を促しております。本人の判断能力が低下している場合は、市長申立による成年後見制度の手続きを行います。市長申立については尾張東部権利擁護支援センターより相談をいただくケースが多く、連携をとりながら対応しています。	（社会福祉課　保護係） 身寄りのない方が亡くなられた場合、行政にて戸籍等を調査し、親族が判明した場合は葬儀の実施について意向確認を行う。それでもなお葬儀をする親族がいない場合は行政側で実施し、その費用も負担する。 （高齢者福祉課　地域支援係） 親族調査を行い、親族がいない場合、民生葬による火葬手続きを行います。手続き終了後、親族へ遺留金品(現金以外)を送付します。	（社会福祉課　保護係） 特にありません。 （高齢者福祉課　地域支援係） 身寄りのない方が亡くなった連絡を関係機関からいただき、ご遺体を葬儀会社に安置。親族調査を行った後、意向調査を行う。葬儀を執り行うものがいない場合、民生葬を行う。市で保管している持ち物を親族へ送付後、手続き終了。
半田市	特になし	警察や病院から対応依頼が来るが、親族が判明していない場合、または親族が死亡手続きを拒否した場合のみ、死亡手続き及び火葬を市で行う。親族が判明している場合でも、確認のため戸籍調査を実施。 また、遺骨の引き取りを拒否された場合は無縁仏として永代供養。遺留金品等については極力引き取りをお願いし、それでも拒否された場合は課で保管。	特になし
春日井市	高齢者・障がい者権利擁護センターに就活支援事業を委託し、葬儀会社等との生前契約を促している。	墓地埋葬法の適用について判断を行うため、戸籍調査を行い親族の把握を行う。把握した親族へ火葬等の対応について相談をしたい旨記載した文書を送付し、電話連絡等で折衝を行う中で事務手続きや火葬等についての対応を親族へ引き継いでできる。	医療機関入院中に亡くなった際に、医療機関として連絡がつく親族等の把握がない場合に相談をもらう。 墓地埋葬法の適用について判断を行うために戸籍調査を行い、把握した親族と連絡を取ることで火葬等の対応を依頼している。
豊川市	市、包括、医療機関等と相談しながら対応します。 ケースによっては成年後見人の市長申立を行います。	65歳以上の方は介護高齢課で戸籍等から親族を調査します。 親族がいない、親族に関わりを拒否された場合は市で火葬します。	特になし
津島市	身寄りがない方の対応は高齢者や資力がない場合等の相談者の状況により各課で対応しています。	警察から身寄りのない方が死亡した際は、市役所で遺体の引き取り依頼があり、年齢や資力に応じて各課で対応します。身元不明者の場合は、行旅死亡人として火葬手続きを行った後、官報に掲載し市役所で告示しています。	参考事例なし

議題６　身寄りのない方の死亡前後における行政のかかわり方及び円滑な死後事務対応について（知多市提出）

市名	回答		
	（１）身寄りのない方の終末期等の各種手配について	（２）身寄りのない方の死後の事務対応について	（３）行政のかかわり方として参考になる事例
碧　南　市	（福祉課）対象者が65歳未満の場合、生活保護該当者でない場合は福祉課では終末期等の対応を行っておりません。 （高齢介護課）対象者が６５歳以上の場合、死亡前の対応は行っておりません。	身寄りがない方がなくなった際、６５歳以上であれば高齢介護課が,それ未満であれば福祉課が葬祭等について事務対応を行います。どちらであっても予算は福祉課です。	特にございません
刈　谷　市	終末期等の各種手配等について、特に支援等は行っていませんが、議題要旨同様に本市でも課題であると考えております。	病院から身寄りのない方が亡くなり、引き取りの連絡があった場合、本市から委託した葬祭業者にて、ご遺体及び遺留金品を引き取り、ご遺体は葬祭業者にて安置し、遺留金品は本市で保管します。同時に戸籍関係書類を公用請求し、親族調査を行います。親族から引き取りの申し出があった場合、ご遺体及び遺留金品の引き渡しを行いますが、引き取りを拒否された場合、本市にて火葬を実施し、３年間焼骨を個別に保管後、永代供養（合葬）しています。 警察から身寄りのない方のご遺体の引き取りの連絡があった場合は、本市から委託した葬祭業者にて、ご遺体を引き取り、遺留金品は本市が直接警察から引き取ります。親族調査については、本市に引き継がれる前に警察において実施されていることから、本市で改めて親族調査は行いません（調査状況は警察から引き継ぎます）。警察からご遺体の引き取り後は、すぐに火葬を実施し、３年間焼骨を個別に保管後、永代供養（合葬）しています。	本市の場合、病院において身寄りのない方の終末期が近づくと、亡くなった後のご遺体の引き取りの事前確認の連絡が多く入ります。親族の連絡先がわかっているが、連絡がつかないという理由で、引き取りの相談を受けた時がありました。そのような場合は、連絡先が判明している親族については、連絡がつくまで連絡をしてもらい、亡くなった後のご遺体についての引き取りの意向確認までは行ってもらうようお願いしています。また、親族に連絡がついた後、病院においても、親族から、引き取りの拒否後のことについて、質問を受けることが多くあることから、本市によるご遺体の引き取り後の、親族調査・火葬・供養についての流れを情報提供しています。
豊　田　市	なし	戸籍調査ののち、身寄りがない（火葬等を行う者がいない）場合、火葬の実施。遺骨は、骨壺にて一定期間保管。	
安　城　市	身元保証団体との契約を提案します。本人と支援団体間で終末期に向けた準備を進めて頂くよう促しています。	身寄りのない方が死亡した場合、墓地、埋葬等に関する法律に基づき市長火葬を実施します。各種費用の支払い、住居の解約等については関与していません。	戸籍調査等で疎遠な親族の住所等を把握している場合、終末期支援や火葬の依頼を行います。疎遠であった親族から死後事務の協力を得られた事例があります。
西　尾　市	死亡前の手配等は行っていない。	遺留金品で葬儀ができない場合において、民生委員が葬儀を執行するのであれば、基準内で葬祭扶助を支給する。	高齢者については、親族が「遺体の引取りや相続はしたくないが、火葬を終えた遺骨は引取り、弔いたい」という場合もあるので、可能な限り電話で直接確認をするようにしている。また、遺骨の引取り手がなくても永代供養をしている寺に預けて、親族が引取りの意思を示した際に引き渡せるようにしている。
蒲　郡　市	行政が終末期を迎える身寄りのない方に対して手配できるものはなく、窓口で個別に相談があれば、死後事務委任契約の締結などを紹介することは可能である。	病院や警察からの遺体を一時引取りする。親族調査（原則2親等内）や必要に応じて相続人調査を行う。親族等に対し、遺体・遺留品の引取り、火葬の執行の依頼を行う。拒否等も含め遺体引取りや火葬執行を行う親族等がいない場合は、火葬の執行までを行政が行う。	特になし。
犬　山　市	生活保護を受けている方であれば担当のケースワーカー、生活困窮者であれば生活困窮担当、高齢者であれば高齢者担当が関わっている場合はありますが、ご本人に代わり各種手配を行う権限はありませんので、例えば手続き代行サービスを実施している事業者等を紹介したりしています。	墓地、埋葬等に関する法律第９条に基づき、関係者への死亡届の提出依頼調整、埋火葬許可申請、火葬の手配、それらに係る費用の支払事務を行っています。ご本人が締結していた賃貸借契約などの解約手続きは、行政にその権限がありませんので行っていません。	ー
常　滑　市	病院や施設、関係機関等からの相談があれば（負担限度額認定手続き、生活保護申請等の）対応をしています。	国の「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取り扱いの手引」に基づき対応しています。	参考になる事例は特にありませんが、ケースごとに関わり方が異なる（親族、施設や病院の関係者、介護ケアマネ等）ため、庁内、庁外の関係機関が連携して対応しています。
江　南　市	特別な手配を行ってはおりません。	身元判明の死亡者で、死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、「墓地、埋葬等に関する法律」第９条第１項の規定に基づき、火葬等の対応をしています。	特になし

議題６　身寄りのない方の死亡前後における行政のかかわり方及び円滑な死後事務対応について（知多市提出）

市名	回答		
	（１）身寄りのない方の終末期等の各種手配について	（２）身寄りのない方の死後の事務対応について	（３）行政のかかわり方として参考になる事例
小　牧　市	終末期のためではなく、「成年後見制度」を必要としている場合、老人福祉法に基づき後見開始の審判申立を市長が行う。	基本的には、遺体の火葬までは対応する。 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人取扱法に基づいて実施。 身元が判明している場合は、親族を調査し、親族がいる場合は親族に遺体の引き取り等以後の事務対応について依頼し、親族が判明しないか、いても拒否がある場合は、生活保護（葬祭扶助単給）もしくは墓地埋葬法により実施する。	
稲　沢　市	現状身寄りのない方から相談が入った場合、厚生労働省から示されている「身元保証等高齢者サポート事業に関する相談を受けた場合の取扱い」を参考に適切な助言を行っていますが、終末期よりは亡くなってから把握するケースが多いため、予防的支援は現状、身元保証団体との契約や成年後見制度利用が主になっています。	墓地埋葬法により対応しており、葬儀執行者が明らかになるよう法定相続人までは戸籍調査を行い、不明または拒否された場合は福祉事務所で手続きをしています。	他の自治体と対応は同じだと思いますが、行政が出来る範囲を明確に利害関係人に示すことで線引きをしっかりしています。
新　城　市	税以年後見制度の利用申立てをしていても、審判前で終末期を迎えるにあたり本人に代わって各種手配をする人物なく亡くなられ死亡前後の対応が困難になるケースありました。関係機関が関わっていても、各種手続きとなると各機関の業務を超える内容となるため、グレーゾーンの各種手配を誰が、どこまで担当するのかは不明確な状態です。	死後事務については「相続」「祭祀」「火葬」に整理し、市が対応すべき内容と、市が対応できない内容に整理して事務にあたる。市が請求者になる場合は、戸籍などをとり相続人へ通知する。	特になし
東　海　市	年齢等により相談窓口は異なるが、必要に応じ関係機関を交えて権利擁護へつなぐ等の支援を行っている。	現金等の有無や年齢によって対応窓口は異なるが、死後の事務のみ行っている。	特になし
大　府　市	高齢者や障がい者など、日頃からの相談支援関係がある事案では、ご本人が希望する場合に、数社の中から葬儀会社の生前契約を紹介することはありますが、市が一般的な事案について、積極的に関与することはありません。 また、日頃からの関係がある事案であっても、支援医療同意や家財処分などについて市が関与することはありません。	ご遺体の火葬については、親族が執り行うことが一般的ですが、身寄りがなく引取り手がないご遺体の場合には、市が関与する事例があります。 親族等の引取手がないご遺体については、①「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」の第１０条第１項ただし書き又は第２項の規定に基づいて、警察署長から引渡しを受ける場合、②病院等からの連絡によって引渡しを受ける場合が想定されます。 これらの場合で、知人等で火葬を執行する方がいる場合には、「生活保護法」第１８条の規定に基づいて、火葬費用を市（福祉事務所）が負担し、火葬執行人に対して葬祭扶助を給付（多くの場合には現物給付）し、第７６条の規定により死亡者本人の預貯金等を払戻してその火葬費用に事後的に充当します。 一方で、親族、知人、大家、民生委員等の葬祭を行う方がいない場合には、「墓地、埋葬等に関する法律」第９条の規定に基づいて、死亡者の身元が特定できないときには、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」第７条の規定に基づいて、市長が火葬を執行し、その費用について勅令「行旅病人死亡人等の引取り及び費用弁償に関する件」の規定に基づいて県に請求することになりますが、この数年は本市での事例はありません。	特になし
知　多　市	ケアマネジャーや地域包括支援センター、医療機関等より、身寄りのいない方の終末期について相談を受けるケースが増している。本人の意思決定能力の有無に応じ、ACPを活用して日常生活自立支援事業や身元保証団体との契約、生前葬、家財処分等促すようにしている。また、「わたしの気持ち」という冊子を市独自に製作し、広く終末期を迎えるにあたっての意識向上に向けた啓発を行っている。一方、危篤や意思決定能力が乏しい状態になってしまうと、本人に代わって権利を行使することが非常に困難になってしまう。これまで関わっていた関係者を交え、法的識者の助言を受けつつ、個々の対応を模索しているのが現状である。さらに、たとえ意思決定能力が残存していても、本人自身に終末期に対する意識が低く、一方的に死後は行政が勝手に始末してくれるという利己的な主張をされる事例も生じており、対応に苦慮している。（本人に限らず支援機関の一部にも同様の考えを持っているところもある）	孤立死事案に際し、警察等より連絡が入ると①検死後の遺体の引き取り②死亡届の提出③火葬・埋葬手続きなど死後事務対応が生じる。併せて正確に身寄りがいないか親族照会を公用にて行うが、照会を経て親族（遺族）へ連絡をとるまでに時間を要しているのが実情であり、それまで遺体や遺留金品を長期間保管せざるを得ない状況である。また生前の居住環境に伴い、賃貸業者（特に個人で管理している大家）から遺品の整理、物件の原状復帰について相談を受けることもある。このことについては故人の財産の問題のため、行政が全面的に関与することは難しいと認識し対応しているが、賃貸業者側の故人の財産の取り扱いに対する認識が周知されていないことも背景にあるのでは思いながら、その都度説明に応じている。	事例を把握した場合に、行政単独で関わるのではなく、ケースカンファレンス、地域ケア会議等話し合いの場を応用して、個々のケースに対する課題や対応策を検討し、各々の役割分担を図っている。 対応に際し参考にしている資料 「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の手引き」、「地方公共団体における遺品の管理に関する事例等」、「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」 参考にしている関係法など 「戸籍法」、「老人福祉法」、「生活保護法」、「墓地埋葬法」、「行旅法」、「成年後見制度」、「日常生活自立支援事業」など

議題６　身寄りのない方の死亡前後における行政のかかわり方及び円滑な死後事務対応について（知多市提出）

市名	回答		
	（１）身寄りのない方の終末期等の各種手配について	（２）身寄りのない方の死後の事務対応について	（３）行政のかかわり方として参考になる事例
知　立　市	特になし	原則、３親等以内の遺族に対し葬祭執行の意思確認を行い、遺族が執行する場合には遺族に対応を任せ、執行しない場合には福祉葬を行う。	特になし
尾 張 旭 市	今のところ実施しておりません。 身寄りがなくても、死後事務委任などにより事前に備えることができることから、本市では、エンディングノートを配布し、自らの意志で事前に備える「終活」について周知啓発を行っております。 なお、判断能力等がなく自己で決定ができないかたについては成年後見制度の利用等を検討しております。	令和４年度は身寄りのない遺体１０体引き取り、３体はご遺族に引き渡し、７体は市で火葬をしております。	なし
高　浜　市	高齢者の方につきしては、民生委員や地域包括支援センターなどの関係機関との日々の関わりの中で本人の希望や連絡先などを伺い、親族等へ連絡するなどして、各種手配のお手伝いを福祉まるごと相談Ｇで行っています。	厚生労働省・法務省から発出されている、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金品等の取扱いの手引き」を参考に事務を進めている。	特になし。
岩　倉　市	認知症などにより判断能力が低下している方については、市長申立てによる成年後見制度を利用し、後見人等に手続等を進めてもらいます。	高齢者の場合はその担当課が、65歳未満の方の場合は生活保護担当課が親族調査を行い、対応可能な親族がいない場合は、生活保護担当課において、生活保護法第18条第2項に基づき民生葬というかたちで葬儀にかかる費用（葬祭扶助）を支給しております。	在宅医療・介護サポートセンターがエンディングノートの周知啓発を行っています。
豊　明　市	ケアマネジャーや包括支援センターの職員が、家族に代わって受診同行等せざるを得ない例が増加していると聞いている。 成年後見制度につなぐ場合もあるが、病院や入所施設等から紹介された身元保証団体が各種手配を担う場合も多いようである。	戸籍調査後、死亡届提出人がいない方について、福祉事務所長が死亡届を提出し火葬、納骨（無縁仏）まで対応している。	特にありません。
日　進　市	病院の相談員から死後事務を依頼する可能性がある旨の事前連絡をいただくことはあるが、死亡までの期間において行政に対し特に手続き等を依頼された事例はここ数年ではありません。	警察や病院から死後事務手続きについての依頼があるケースは年間数件あります。①生活保護による葬祭扶助の適用有無②墓埋法による死亡届の提出及び葬祭人の捜索③残余財産の引継ぎ。等の依頼について、行政で対応しています。残余財産の引継ぎについて、高額の預金がありながら相続人が不存在の事例が発生したため、今後相続財産清算人の選任申し立てを行う予定です。	現状としては特にないが、今後尾張東部６市町で構成される尾張東部権利擁護支援センターを中心に、死後事務のあり方について研究プロジェクトを立ち上げ、支援の方法について検討を進めていきます。
田　原　市	特になし	地域福祉課地域援護係において、親族等の所在を確認するための調査を行い、以下のとおり対応する。 （親族等の所在が確認できた場合） 文書等により火葬を親族等が行うかを確認し、親族等が火葬を行うことができない場合は、市が火葬の手配及び執行を行う。 （親族等の所在が確認できない場合） 市が火葬の手配及び執行を行う。	特になし
愛　西　市	特になし。	「墓地、埋葬等に関する法律」を根拠として葬儀火葬を執り行い、この事務のために必要な予算 （概ね葬祭費・死体検案書料1件分）を毎年計上している。 亡くなった方の保険や手当等の喪失届などの手続きは、担当各課で対応する。	令和3年度1件（65歳未満）、令和4年度1件（65歳以上）
清　須　市	身寄りのない方の終末期において各種手配ができない場合、成年後見制度（任意後見制度）や社会福祉協議会等の他機関の制度利用を促します。	身寄りのない方の死後のご遺体の引き取りは一旦市が行います。その後、３親等までの戸籍調査を行い、親族へ死後の手続きを依頼します。支援が得られない場合は市において火葬等の手続きを行います。	
北名古屋市	成年後継制度の利用案内、死亡後の意向確認を行っています。 また、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づいた対応を医療機関にお願いします。	高齢者は高齢担当、障害者は障害担当、生活保護受給者は、生活保護担当、その他は社会福祉担当が、単身世帯の死亡に係る処理要領により対応することとなっています。 また、墓地、埋葬等に関する法律を根拠に戸籍調査を行い、２親等までの親族を把握し、文書等で遺体の引き取り（火葬の実施）を依頼する。引き取りをすることができる親族がいない（拒否含む）場合は、市が火葬を行う。行政として遺体の火葬に向けた事務以外については特に行わない。	死亡後の手続き（火葬等を含む）については、行政から、血縁者に頼んで行っていただいています。

議題６　身寄りのない方の死亡前後における行政のかかわり方及び円滑な死後事務対応について（知多市提出）

市名	回答		
	（１）身寄りのない方の終末期等の各種手配について	（２）身寄りのない方の死後の事務対応について	（３）行政のかかわり方として参考になる事例
弥　富　市	【福祉課：64歳未満対象】 関係支援機関と事前にケース会議を実施し、終末期への支援計画を作成しています。 また、事前に本人からの意思確認及び親族の有無について情報収集をおこなっている。 【介護高齢課：65歳以上対象】 包括支援センター等の関係機関を通じ、NPO法人きずなの会など身元保証支援や葬送支援を行う事業者を利用するように助言をしている。	【福祉課：64歳未満対象】 故人の年齢や支援機関（障害手帳の有無、生活保護対象の可否）により所管する担当課が異なるが、死亡後、故人の戸籍照会を行い親族の意思確認をする。 親族に協力する意思がない場合は行政により、火葬、遺留品に対しての事務処理を進めていく。 【介護高齢課：65歳以上対象】 死亡者の戸籍調査を行い、親族を探し、火葬や遺留金品の整理等を依頼する。 親族が拒否した場合は、墓地・埋葬法を適用し市が火葬を行う。	【福祉課：64歳未満対象】 後見人等がいるケースについては、死後事務委任についても関係機関との契約を行ってもらうよう事前に依頼した。 【介護高齢課：65歳以上対象】 特になし
み よ し 市	身寄りのない人が終末期にあることを生前に認識した場合は、その人の意思決定ができるようであれば、法律家等に死後事務委任契約を締結する等により準備することはあります。	身寄りのない人を死後に認識した場合は、墓地埋葬法で対応するか福祉葬で対応するかを担当課同士で協議します。墓地埋葬法は、原則、本人の遺留金品をもって埋葬費に充てるとされていることから遺留金品があり、充てられる場合は墓地埋葬法で、そうでない場合は福祉葬で行うこととしています。その間に戸籍調査を行い、親族を探し、お骨の引取り、遺留金品の引取りを依頼します。	墓地埋葬法を適用した事例としては、死後に警察から連絡があり対応したケースで、現金で埋葬費が賄えたケースがありました。この事例は、警察の段階で、遠い親族が発覚しており、葬儀後の対応、遺留金品の引取りはその親族に行いました
あ　ま　市	エンディングノートの推奨や成年後見制度の周知。	墓地、埋葬等に関する法律第９条に基づく親族調査、死亡届の提出および火葬の執行。	現在のところ、参考事例はありません。
長 久 手 市	・本人に判断能力があれば、任意後見や死後委任事務の契約を薦める。	・市内の方が亡くなり身寄りがない場合、生活保護担当が対応。 ・市外の方が亡くなり身寄りがない場合、６５歳以上は高齢者担当課、６５歳未満は生活保護担当が対応。	なし